

令和3年度 大分地方最低賃金審議会

- 1 日時 令和3年7月2日（金）午後1時30分～
- 2 場所 大分第2ソフィアプラザビル 4階会議室
（大分市東春日町17番20号）
- 3 出席委員（敬称略）
公益代表：荒井 公美、井田 雅貴、城戸 照子、清水 立茂、松隈 久昭
労働者代表：石本 健二、稲福 史、鹿嶋 秀和、山田 功一、山本 悦子
使用者代表：飯田 聡一、小野 賢治、中島 英司、藤野 久信、宮脇 恵理
大分労働局：中山 局長、中井 労働基準部長、幡手 賃金室長
柳井 賃金主任
- 4 議 題
 - （1）大分地方最低賃金審議会委員の任命について
 - （2）大分地方最低賃金審議会会長・会長代理の選出について
 - （3）大分県最低賃金の改正決定諮問について
 - （4）大分地方最低賃金審議会の審議日程について
 - （5）大分地方最低賃金審議会の運営に関する事項について
 - ①大分地方最低賃金審議会運営規程について
 - ②大分地方最低賃金審議会確認事項について
 - ③大分地方最低賃金審議会運営小委員会規程について
 - ア 運営小委員会の委員の選出について
 - イ 委員長・同代理の選出について
 - （6）運営小委員会の委員及び委員長・同代理の選出について
 - （7）「大分県最低賃金に関する基礎調査」について
 - （8）その他

5 議事録

賃金室長

それでは、大分地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただき誠に有難うございます。

最低賃金の決定につきましては、最低賃金法第20条により、公益、労働者、使用者の各側代表の委員からなる最低賃金審議会を設置することとしております。

本審議会には15名が出席全員されております。最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、審議会委員の3分の2以上、各

委員の3分の1以上出席していますので、審議会は有効に成立していることを報告させていただきます。

本日は、令和3年度の大分地方最低賃金審議会として、初めての審議となりますので、会長と会長代理が選任されるまで、私の方で議事を進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、1回目の本審議会は従前から公開としております。議事内容につきましては、後日、議事録をホームページに公開させていただきますのでご了承いただければと存じます。

初めに、事務局を務めます大分労働局の職員を紹介させていただきます。

大分労働局長の中山でございます。

続きまして、労働基準部長の中井でございます。

賃金室長の幡手です。よろしくお願いいたします。

次に、賃金主任の柳井です。

次に、調査官の吉田です。

審議会が円滑に運営されるよう、務めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題に入らせていただきます。

まず、議題1の「委員の任命について」ですが、最低賃金法第23条第2項では、委員の任期は2年間とされています。皆様は、第56期の委員にご就任いただいております。任期は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとなっております。

本日は、委員改選後、初めての審議会でございますので、委員の皆様、お一人お一人に委嘱状をお渡しすべきところでございますが、時間の関係で、労働者委員・使用者委員の皆様には机上に配付させていただいておりますので、ご確認をいただきたいと思っております。氏名等、お間違えないでしょうか。

それでは、委員の皆様方をご紹介します。

【公益代表委員】

前列、向かって右側から紹介させていただきます。

しみず たつしげ
清水 立茂 委員でございます。

きど てるこ
城戸 照子 委員でございます。

二列目、右側から紹介いたします。

まつぐま ひさあき
松 限 久 昭 委員でございます。
い だ まさき
井 田 雅 貴 委員でございます。
あらい くみ
荒 井 公 美 委員でございます。

【労働者代表委員】

いしもと けんじ
石 本 健 二 委員でございます。
いなふく ちかし
稲 福 史 委員でございます。
かしま ひでかず
鹿 嶋 秀 和 委員でございます。
やまだ こういち
山 田 功 一 委員でございます。
やまもと えつこ
山 本 悦 子 委員でございます。

【使用者代表委員】

い だ そういち
飯 田 聡 一 委員でございます。
お の けんじ
小 野 賢 治 委員でございます。
なかしま えいじ
中 島 英 司 委員でございます。
ふ じ の ひさのぶ
藤 野 久 信 委員でございます。
みやわき えり
宮 脇 恵 理 委員でございます。

賃金室長

続きまして議題2「会長・会長代理の選出について」に入ります。

会長、会長代理の選出については、最低賃金法第24条第2項に「会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」と定められており、また、第24条第4項では「会長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。」と定められておりますので、公益委員の中から選出をお願いいたしたいと思っております。

本件については、5月20日に公益委員会会議を開催して協議しておりますので、荒井委員に報告をお願いいたします。

荒井委員

本件については、事前に公益委員で調整を行った結果、清水委員に会長を、城戸委員に会長代理をお願いしたいとの結論となりました。

賃金室長

ありがとうございます。

ただいま、荒井委員から会長に清水委員を、会長代理に城戸委員をお願いしたいとの御報告がございましたが、如何でしょうか。

【異議なし】

賃金室長

それでは、会長を清水委員に、会長代理を城戸委員をお願いいたします。

それでは、清水会長には、御挨拶をいただきますとともに、今後の議事進行を宜しくお願いいたします。

会 長

本年度の会長を務めさせていただきます、清水でございます。本年度も引き続きよろしくお願いいたします。

なお本年度は、新型コロナウイルスの影響が引き続き見られますので、難しい審議になるかと思いますが、労使双方のご意見を丁寧に伺って慎重に審議を進めたいと思っておりますので、どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議題3の令和3年度大分県最低賃金の改正諮問についてに入ります。

本日、令和3年度の大分県最低賃金の改正に関し、労働局長から諮問があると聞いております。本議題について、まず事務局から説明をお願いします。

賃金室長

大分県最低賃金の改正につきましては、例年、局長から最低賃金法第10条に基づく諮問をさせていただいております。

本年度につきましても、本日、局長から諮問させていただきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

清水会長、中山局長におかれましては、恐縮ですが中央お進みください。

それでは局長から改正諮問文をお渡し願います。

【局長から会長に、諮問文を手交】

会 長

ただ今、本年度の大分県最低賃金改正についての諮問を受けたところでです。事務局から諮問文の読み上げをお願いします。

賃金主任

【諮問文（写）の読み上げ】

会 長

局長から今年度の地域別最低賃金額改正の審議にあたり、御挨拶があると伺っておりますので、よろしく願いいたします。

労働局長

本日はご多忙の中、委員の皆様方におかれましては、本審議会にご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、日ごろから労働行政の推進に多大なるご尽力を賜っておりますことに、重ねて感謝申し上げます。

さて、本日は、本年度第1回目の大分地方最低賃金審議会の開催でございますが、第56期の本審議会委員の皆様には、本年の4月1日から令和5年3月末までの2年間の任期で審議会の運営をお願いするところでございます。第55期以前から引き続きご就任いただいている委員の皆様、また、本年からご就任いただく委員の皆様には、社会的にも最低賃金について関心が高まる状況の中、ご苦勞をおかけいたしますが、どうかよろしくお願い申し上げます。

先程、本年度の地域別最低賃金の改定について諮問をさせていただきました。

令和3年6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略フォローアップ」では、

- ・感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ
- ・最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら

ら、より早期に全国加重平均 1000 円とすることを目指し、
本年の引上げに取り組む
こととされたところであります。

中央最低賃金審議会の目安金額の審議においては、このよう
にポストコロナを見据え、経済の好循環実現に向けての検討が
行われるものと考えます。

大分県の現在の雇用情勢については、令和 3 年 5 月の有効求人
倍率は、5 か月連続して上昇し、前月より 0.02 ポイント増の 1.1
6 倍となっているものの、有効求人数は前月比 0.4% 減、有効求
職者数は前月比 1.9% 減と 3 か月ぶり減少となっています。ま
た、正社員有効求人倍率は、前年同月を 0.05 ポイント下回る
0.94 倍となっており、新型コロナウイルス感染症が雇用に与え
る影響について、引き続き注視が必要であると考えています。

大分県では、各自治体や使用者団体などが様々な支援策を講じ
ていただくことにより、多くの事業主の皆様が、全力で雇用維持
に取り組んでいただいております。

大分労働局におきましても、雇用調整助成金をはじめとした各
種支援を迅速に事業主の皆様にお届けできるよう、体制強化を
図りながら取り組んできたところです。引き続き、雇用調整助成
金・働き方改革推進支援助成金・業務改善助成金等を活用いただ
き、労使各位にも御協力いただきながら、雇用の維持、事業の継
続、安心できる生活・くらしを確保してまいりたいと考えていま
す。

各委員の皆様におかれましては、大変なご苦勞をおかけするこ
とになるろうかと思われませんが、「労働者の生活の安定、労働力の
質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民
経済の健全な発展に寄与することを目的とする」最低賃金法第
一条の基本理念を踏まえて、ご審議を進めていただきますよう、
よろしくお願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。

次に、議題 4「大分地方最低賃金審議会の審議日程について」
に入ります。昨年度の地域別最低賃金の審議状況について事務
局から説明をお願いします。

賃金室長

お手元の資料No. 2 - 1を御覧ください。

令和2年度における地域別最低賃金等の審議状況を記載しております。地域別最低賃金の審議状況は、7月3日開催の本審議会で改正諮問を行った後、大分県最低賃金専門部会を設け、7月13日に第1回を開催しました。そのあとの7月22日の実地視察はコロナによる感染防止の観点から中止としました。7月29日に参考人意見聴取を行い、7月31日の中央最低賃金審議会の目安伝達後、計4回の金額審議を行っていただきましたが、全会一致の結論とはならず、8月5日に開催された本審議会において、最低賃金審議会令第5条第3項による採決を経て、公・使側賛成、労側反対で結審となり、答申をいただきました。

その後、8月6日付けで大分県労働組合総連合、8月14日付けで日本労働組合総連合会大分県連合会より異議申出がなされ、8月21日の本審議会において異議申出の取扱いについてご審議いただき、8月5日の答申どおりの決定となりました。

会 長

ただ今の事務局の説明に対して、何か質問はありませんか。

【質問なし】

会 長

なければ、地域別最低賃金改正等、本年度の審議会、部会の運営について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

お手元の資料No. 2 - 2を御覧ください。

また、1枚めくっていただきますと、地域別最賃の改正決定までのプロセス、次に特定最低賃金の改正決定までのプロセスを添付しておりますので、ご参照ください。

今後の審議会の流れとしましては、本日より事務局は専門部会委員の推薦公示を行いますので、労使委員からの推薦手続きを経て、7月13日（火）に専門部会を設置し、調査審議をお願いする予定としております。

専門部会では、例年、事業場実地視察、参考人意見聴取等を行ってきたところですが、事業場実地視察につきましては、昨年引き続き、コロナウイルス感染症を防止する観点から中止とさせていただきますと考えています。

また、参考人意見聴取については、7月28日に実施することとしていましたが、日程調整が必要となったため、これを7月21日（水）に変更して実施したいと考えています。

8月2日（月）に中央最低賃金審議会の目安伝達を開催し、本審終了後、専門部会において金額審議を行っていただき、8月5日（木）まで専門部会を開催する予定です。専門部会による審議がスムーズに進んだ場合は、8月5日午後1時30分から本審議会を開催し専門部会の報告をいただき、改定決定答申を行いたいと思っております。

改正金額に係る異議申し出があった場合には、8月23日（月）10時から、異議審議を開催することとしております。

なお、専門部会による金額審議が難航し、専門部会の審議が繰り下がった場合は、発効日も繰り下がるとともに、8月5日（木）の地域別最賃改正答申、8月23日（月）の異議審が順次繰り下がることとなります。

次に、特定最賃については、8月2日（月）の目安伝達に併せて特定最賃の改正の必要性の有無について局長から審議会に諮問を行います。

これを受けて、運営小委員会において8月19日（木）に特定最賃改正の必要性の有無の審議をしていただき、8月23日（月）の地域最賃の異議審に合わせ、運営小委員会結果報告がなされ、審議会から改正の必要性の答申をいただき、同日、局長から審議会に特定最賃の改正について諮問を行います。

これを受けて、9月27日（月）に各専門部会全委員が集まったの合同部会を開催し、産業別最賃専門部会において産別に分かれて順次調査審議を行っていただき、10月26日（火）に各特定最賃専門部会の報告がなされ、審議会としての特定最賃の改正についての答申をいただくという流れとなります。

令和3年度の最後となりますが、令和4年3月4日、特定最賃意向表明と令和4年度の最低賃金審議日程の審議を予定しています。

会 長

本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、実地視察を中止したい等、一部の計画を変更する提案がありました。これらを含めて、ただ今の事務局の説明に対して、何か質問、意見等はありませんか。

藤野委員

別の資料で、審議日程（参考1～3）の説明はあるのでしょうか。

賃金室長

参考として添付しております。

3枚の中身としましては、発効日が変更になった場合の審議スケジュールをそれぞれ取りまとめたものでございます。いずれにしても10月1日発効を目指して審議会を進めていただくことが基本ということで確認をしつつ、今後目安伝達がどのような内容になるかは今後の話になりますし、その状況によっては審議が難航するということも想定されます。そうした場合に専門部会委員の皆様がどういう形で審議に集まることができるかということと、その専門部会で決定した後速やかに本審を開催するためには、どう準備をしたら良いかということをお示しするために参考としてお配りしております。

石本委員

昨年の審議の経過と結果を考えたときに10月1日発効というのは審議状況によってはそれに拘らないで対応する必要もあるのかなと思っていますので、事務局が準備していただいたこの日程のスケジュールも踏まえながら対応する必要があると思います。

会 長

昨年度の他県の状況等も踏まえて、場合によっては審議日程を柔軟に考える必要があるのではないかというお話があったところです。今の石本委員のお話のように場合によっては変更

ということも今後在りうるのかもしれませんが、現時点ではこの日程ということによろしいですか。

ただ、参考として配布していただいた事務局の資料によると、発効日と答申日が記載されておりますので、場合によっては答申日がずれ込むということを考えるのであれば、あらかじめその答申日等本審の出席予定を空けておいてもらった方がいいと思います。8月6日、10日はどうなるかわかりませんので時間等もその際に話しをさせてもらうことによろしいでしょうか。

それでは、ただ今の事務局から提案の日程で審議を進めることといたします。

それでは、議題5「大分地方最低賃金審議会の運営に関する事項について」に入ります。

賃金室長

まず、議題5の①についてですが、本審議会の運営規程をお手元の資料No.3-1の1枚目が現行の運営規定、2枚目に改正案を配付しています。

現行の運営規定の概要から説明します。

この運営規程は、本審議会を運営するにあたり、その取扱いを定めたものでございます。

第2条に「会議の招集」は、会長、大分労働局長、5人以上委員若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催要求があったときは会長が行う、第3条に「小委員会の設置規定」、第4条に「委員の欠席」に関する事、第6条に「会議の公開」に関する事、会議は、原則公開とする。公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができること、第7条に議事録の作成に関する事等が規定されています。

次に、「改正案」をご覧ください。最低賃金審議会運営規定を一部修正した事務局案をお示ししております。改正予定箇所は朱書きした部分で、大きくは2項目です。

1 点目としては、審議会運営規定第 4 条、委員の会議参加方法について、テレビ会議システムを導入して、この方法による会議の出席を認めるというものです。会議室の無線 LAN の受信状況、各委員のウェブ会議の導入状況等を確認して運用することとなりますが、非常事態宣言が発令された場合等に対応した会議システムを構築するために追加するものです。

2 点目としては、審議会運営規定第 7 条について、審議会を開催した際には議事録を作成しており、委員 2 名が署名することとしていましたが、押印を求める手続きの見直しについての省令が改正されたことにより、最低賃金審議会の議事録署名を廃止することとするものです。

事務局としては、規定の文言は署名に代えて確認するという表現に改め、その具体的な運用方法としては、指名した委員のメールアドレスあてに事務局が議事録を送付して、委員からは内容を了承する旨のメールを返信してもらう方法を提案します。

会 長

ただ今の事務局の説明に対して何か御質問、御意見はございませんか。

【意見なし】

会 長

それでは、ただいま承認をいただきましたので、事務局は、日付が入った確定版を配布してください。

【事務局は承認された運営規定を配布】

会 長

それでは、本審議会は、この運営規程に基づき運営することとします。

次に、議題 5 の②「大分地方最低賃金審議会確認事項について」に入りますが、この議題について、まず事務局から説明をお願いします。

賃金室長

昨年度の審議会で運用していた「大分地方最低賃金審議会確認」を資料No.3-2として添付しています。

内容の概要を申し上げますと、確認事項1については、専門部会が全会一致で決議した場合にのみ、それを審議会の決議とみなすという取扱いの確認です。

次のページに根拠となる最低賃金審議会令の抜粋を添付していますのでご覧ください。

最低賃金審議会令第6条第5項では「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。」と規定されており、大分労働局では、全会一致についてのみ適用することとしています。

確認事項2については、審議会の議決は審議会令第5条第3項によるが、全会一致に向けて努力することについての確認です。

確認事項3については、審議は原則として午後5時までとするという取扱いの確認です。

確認事項4については、「平成14年12月6日付け中央最低賃金審議会 産業別最低賃金制度全員協議会報告」についての確認であり、特定最低賃金の必要性の有無の審議は運営小委員会の場で行うこと、審議に際しては、関係労使がイニシアティブを発揮し、全会一致の議決に至るよう努力することなどを含めての確認です。

例年、意向表明の後、改正申し出のあった特定最低賃金の改正の必要性の有無については、運営小委員会で御検討いただいているところです。

今年度につきましても、既に令和3年2月26日付けで意向表明がなされており、労働側より正式に改正申し出が予測される6業種の特定最低賃金の改正の必要性の有無については、事務局としては、例年どおり運営小委員会で検討を行うこととして差し支えないのではないかと考えております。

確認事項5については、本年度の特定最低賃金の発効日については、例年のおおり12月25日を目途にすることについての確認です。

これまで現行 6 産別の発効日を統一するという考え方に立つもので、発効日は例年どおり 12 月 25 日とすることを本審で確認いただくこととしております。

会 長

ただ今の事務局の説明について、何か質問、意見等はありませんか。

中島委員

去年議論になった産別賃金の改正必要性ありとして委員会を開いたら必ず賃金を上げるという取扱いはこの確認事項の中に入っているんですか。

賃金室長

確認事項の中には入っていないです。

中島委員

産別を開いたら絶対 1 円引き上げないといけないという当初の説明があったと思いますけど、後ほどそうじゃなくてもいいという話もあって、その考え方はこの場で話し合うのがいいのか分かりませんが、昨年議論になったところなので少し議論しておいた方がいいのかなと思いますがいかががでしょうか。

会 長

事務局、今の点いかがでしょうか。

賃金室長

必要性あり・なしの基本的な考え方は、変更しているところはありません。必要性あり・なしの審議の段階で、「必要性あり」ということであれば、少なくとも 1 円以上引き上げることを目指して審議を行っていただくということが基本となります。

ただ、専門部会を開催してその産業別の特定最賃の各委員の方が集まって具体的な金額審議を行うこととなりますので、その過程の中でどうしても引き上げることができないということになった場合につきましては、労使のイニシアティブによって

決定することとなり、結果として昨年はゼロ円と決定した地域もあります。金額審議の結果引き上げ額0円となった場合は、それを否定するものではないという考え方になります。

繰り返しとなりますが、原則としては、1円以上引き上げることが前提です。

ただし、その産別審議の話合いで、結果として1円引き上げらなかったということであればそれを否定するものではない、という様な考え方で整理をしていただければと考えております。

中島委員

そうであれば、引き上げる必要がないという考えを持っているれば、運営小委員会の開催の必要性なしと主張することとなるということではないですかね。

会 長

運営小委員会の中で必要性があるか、ないかの意見を求めることになります。

中島委員

私は、「引き上げる必要がない」と考えているのであれば、運営小委員会の開催の必要がないという主張をするということですね。

会 長

運営小委員会の中で、「必要性がない」という意見を出していただくことになろうかと思えます。

藤野委員

運営小委員会の中で「必要性なし」になれば、専門部会をしなくていいということです。

中島委員

運営小委員会の中でそういう主張をすれば専門部会を開かなくていいということですね。

会 長

そこで「必要性あり」という結論にならなければですね。

中島委員

そういう主張をそう考えるのであれば、この確認書でいけばそういう主張になるということですね。

会 長

そうですね。

賃金室長

今、中島委員がおっしゃったところが重要なところでございまして、事務局としては、今まで運営小委員会の中で参考人意見として各産別の事業場側から1名ずつの意見を伺って、その後、必要性あり・なしの審議に移っていたところです。

それは、1円以上引き上げることを前提として事業場側からの経済情勢を聴くということで行っていましたが、現在の景気情勢の悪化により、結果として1円引き上がらない状況も想定しなければなりませんので今年の運営小委員会参考人意見については、使側意見として1円以上引き上げる必要性がないということであれば、労側の意見聴取ということもあるのではなかろうかと考えており、これにつきましては追って皆様方にご意見を聞きながら運営小委員会の意見聴取を、必要なテーマについての意見聴取ということを進めて行きたいと考えているところでございます。

会 長

意見聴取の方向をどうするかという話と運営小委員会において必要性をどのようなスタンスで臨むかという2つお話があったと思うんですけど、運営小委員会の中で必要性あり・なしの判断をするということであれば、今日の確認事項を承認していただくことになりまして、そもそもこの確認事項自体がどうかというご意見があればまた伺いたいと思いますけど。この資料3-2についてはこの通りということによろしいでしょうか。

石本委員

これそのものは異議ありません。

今のお話の経過の中で、特定最賃で「必要性あり」になって審議に入れば1円引き上げが大前提というのは労側のスタンスとしてそこは変わることはないですけども、実際に昨年の審議結果を見たときに全国でゼロ円の地域もあって、全国の担当者の会議の中でもそういった報告がありました。

労側としては、これは当該の労使が真剣に議論した結果としてのゼロ円であり、お互い理解をし合ったということになります。必要性審議のメンバーが産業のことを事細かに分かっている話ではない中で、最初から「必要性なし」でいいんじゃないかと決め打ちをされると労側は辛い部分があります。全会一致というのが大前提になりますので、そこは使側のみなさんには慎重に対応していただきたい、この時期に当該の産業労使で色々な面で意見交換するということも大事ななと思っており、そういったところもご認識いただければと思います。

会 長

中島委員いかがでしょうか。

「必要性あり」とした場合には1円以上引き上げることが大前提と言われてしまうと使側としてはその時に反対しないといけないのではないかと思うということですか。

中島委員

おっしゃるとおりです。それが大前提ということであれば、反対せざるを得ない。僕らも色々な経営者のご意見を伺って出てきているので、そういう主張をせざるを得ない場面に今回なるかもしれない。まだ分かりませんがね。

我々としても責任もって出てきているので、うやむやにして後に送るというのはできない。

会 長

どうでしょうか。「必要性あり」とした場合に必ず1円以上引き上げるとするのは大前提とまではしないと、ここで確認できれば。

石本委員

言葉足らずだったですけども、事実として去年はそういう県もありました、それを労側としてもお互いに認め合った事実があります。

中島委員

それで、ここはどうするのですかというのが私のお尋ねです。他の県は引き上げ0円といった事実があるということの後で聞かされたので、今年は、これをどういう理解のもとで進めるのかというお話を申し上げています。

会 長

必要性ありという判断になった場合は、原則として1円以上引き上げるんだけど、色んな諸事情で例外的に1円上げられない場合もある、引き下げもあると確認が取れば使側もよろしいですかね。

中島委員

そのようなことも十分あり得ると。

会 長

労側から、原則として1円以上引き上げるんだけど、例外的に上げない場合もあると、大前提とまでは言わないという扱いで。

石本委員

昨年の実績を踏まえれば、そういう状況も事実としてはありますね。

中島委員

だから大分県でもありますよねと私は言っているです。

そうですねと言ったら、分かりましたと申し上げたいんですけどね。

会 長

「必要性あり」になれば、原則として1円以上引き上げるけど、例外的に色んな事情をご指摘いただいて労使双方で真剣に話し合った結果、場合によっては引き上げない場合も認める、そういう取り扱いということによろしいですか。

中島委員

私は構いません。

会 長

では「必要性あり・なし」の点についてはそういう前提で話を進めていくことでさせていただきたい。

中島委員

本当に今年はそういった状況が十分考えられるので、あえて申し上げたというところをご理解いただければと思います。

会 長

その他にご意見等はございますか。

賃金室長

それでは事務局から、この件にしましては、大分局だけではなく、各局も今後その「必要性あり・なし」の審議をどう進めていけばいいのかというところを意見交換したところです。

今申し上げた「必要性あり・なし」は運営小委員会の中で議論しますので、もし、先ほどの「必要性なし」という使側意見があって、この産業については本当に必要性があるかないかを労側の意見を求めたいという申し出があれば事務局で調整させていただく場合もありますし、一方で労側の方からこの産業については使用者のどういうところにポイントを絞って意見聴取を行ってもらえないだろうかとの申し出があれば、事務局としても調整をさせていただきたいと思います。

基本的にはそれぞれ産業別で主体的に意見が上がってくればその情報をこちらにも教えていただいて中身のある運営小委員

会として参りたいと思いますので、今後もまたご意見をいただきながら進めさせていただきたいと考えております。

結論としては、先ほど話があったように、前提としては1円以上引き上げる前提で、その慎重な審議を行った結果、ゼロ円なることについてまで否定するものではないことを、労使双方の共通の認識としてお話を進めさせていただければと考えております。

意見聴取の方法については追って協議させていただくことでよろしいですか。では本日は「必要性あり・なし」について、今、おまとめいただいた考え方を前提として審議会確認をご承認いただくということによろしいでしょうか。

【異議なし】

会 長

それでは、ただいま承認をいただきましたので、事務局は、日付が入った確定版を配布してください。

本年度の審議会、部会の運営に当たっては、できるだけ審議の効率化を図っていくとともに、全会一致の結論が得られるよう各委員に御協力をよろしくお願いします。

次に議題5の③「運営小委員会規程について」ですが、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

お手元の資料No.3-3をご覧ください。

運営小委員会は、審議会の運営規程の第3条に「会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設置することができる。」と定められており、この運営小委員会規程は、運営小委員会をどのように運営していくかについての取扱いを定めたものです。

第2条に運営小委員会は、公労使各委員3名をもって組織する、第3条に任期は1年とする、第4条に委員は審議会の委員から選出する、小委員会委員長及び小委員会委員長代理を置く、第5条に小委員会委員長、審議会会長、大分労働局長及び3名以上

の委員から請求があった時は小委員会委員長が会議を招集すること等が定められています。

本年度もこの運営小委員会規程の内容でご審議いただければと考えております。

会 長

ただ今の事務局の説明に対して、何か御質問、御意見はございませんか。

【意見なし】

会 長

それでは、本年度の運営小委員会につきましても、この運営小委員会規程に基づき運営することとします。

次に議題6の「運営小委員会の委員及び委員長・同代理の選出について」に入ります。この議題について、まず事務局から説明をお願いします。

賃金室長

ただ今、委員の皆様にご了解いただきました運営小委員会規程に基づき、委員を選出いただきたいと思います。

運営小委員会の委員は、審議会において労使各側より御指名いただき、それに基づいて決定させていただいております。今年度についても、例年どおり各側委員より御指名いただき、この場で委員の決定をお願いしたいと思っております。

会 長

ただ今の説明に対して、何か質問はございませんか。それでは、各側より今年度の運営小委員会委員のご指名をいただき、この場で決定することといたします。

では労働者側は、どなたが運営小委員会の委員をされる予定となっているか、報告をお願いしたいと思います。

石本委員

労働者側は、稲福委員、鹿嶋委員、私、石本の3名が担当いたします。

会 長

使用者側は、いかがですか。

藤野委員

使用者側は、飯田委員、中島委員、そして私、藤野の3名が担当いたします。

会 長

公益は、いかがですか。

松隈委員

清水委員、井田委員、そして私、松隈の3名が担当いたします。

会 長

ありがとうございます。

それでは、今年度の運営小委員会の委員を確認いたします。

公益が、松隈委員、井田委員、私、清水。

労働者側が、石本委員、稲福委員、鹿嶋委員。

使用者側が、藤野委員、飯田委員、中島委員ということになりますが、以上の9名の委員ということでよろしいでしょうか。

【意見なし】

会 長

次に「委員長・同代理の選出について」に入ります。

運営小委員会規程第4条第2項により、委員長と代理は公益委員の中から決めることとなっています。

これについては、5月13日の公益委員会議で協議しておりますので、城戸委員に報告をお願いいたします。

城戸委員

公益委員会議では、松隈委員を委員長に、清水委員を委員長代理にお願いしたいとの結論になりましたが、如何でしょうか。

会 長

ただ今、城戸委員から、委員長に松隈委員を、委員長代理に私、清水をとのご報告がございました。これについてご意見はございませんか。

【異議なし】

会 長

それでは、運営小委員会の委員長は松隈委員に、委員長代理は清水が就くことといたします。ありがとうございました。

では、運営小委員会の日程等について、事務局より説明をお願いします。

賃金室長

運営小委員会につきましては、8月19日（木）13時30分から、特定最賃の改定必要性の有無について及び参考人意見聴取などのご審議いただきたいと思っております。

なお、昨年度の審議会におきまして、意見聴取のあり方についての意見がございましたので、今後、運営小委員会を担当する労使各側委員にご意見をいただきながら、効率的かつ実効ある意見聴取としてまいりたいと考えております。

会 長

ただ今の事務局の説明について意見、質問等はございませんか。

【異議なし】

会 長

それでは、次に、議題7の「最低賃金に関する基礎調査について」に入ります。

事務局に、本議題について説明をお願いします。

賃金室長

お手元の資料No.4を御覧ください。

最低賃金に関する基礎調査は、大分地方最低賃金審議会における、地域別最低賃金及び特定最低賃金の改正等の審議に資す

るため、賃金実態を把握することを目的として、毎年実施しております。

調査対象は、大分県内の民営事業所で製造業と情報通信業のうち新聞業及び出版業は労働者数が100人未満、卸売・小売業、学術研究・専門技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、医療・福祉業、その他サービス業は労働者数が30人未満となります。

なお、特定最低賃金の審議に必要な場合は、100人以上を雇用している事業所も調査の対象となります。

調査の項目は、令和3年6月1日現在の労働者の性別、就業形態、年齢、勤続年数、職種、賃金形態、基本給額、手当、月間所定労働日数、1日の所定労働時間数等です。

調査は7月末までに終了予定で、地域別最低賃金及び特定最低賃金の審議に必要な産業ごとに、1時間当たりの賃金額に算定しなおし、金額別労働者数の分布表を作成することとしています。8月2日の会議に間に合うように資料の作成をすることとしておりますので、よろしくお願いいたします。

会 長

ただ今の事務局の説明に対して、何か質問はありませんか。

【意見等なし】

会 長

それでは最後に、議題8「その他」に入ります。事務局から説明をお願いします。

賃金室長

今年度の大分県最低賃金の改正等に関する意見書が市町村議会から提出されておりますので、今日現在までに届いたものを参考として配布いたします。中津、佐伯、杵築、日出、姫島の5市町村から最低賃金改正に関する意見書が届いております。意見書の内容はいずれも同じ主旨でございます。

あと、労使委員のお手元に「最低賃金決定要覧」令和3度版を配付させていただいておりますので、審議会での参考にしていただければと思います。

なお、次回の審議会は7月13日（火）午後1時30分から開催する専門部会となっています。

会 長

では、その他、各委員から質問やご意見など、何かございましたらお願いしたいと思います。

【意見等なし】

会 長

以上を持ちまして、本日の審議会を終了いたします。

本日の議事録確認委員は、石本委員、藤野委員にお願いします。
皆様大変お疲れ様でした。